

職政発0726第1号
職開発0726第1号
平成23年7月26日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用政策課長
雇用開発課長
(公印省略)

成長分野等人材育成支援事業の運営について

本日、「成長分野等人材育成支援事業関係業務実施要領の一部改正について」（平成23年7月26日付け職発0726第1号及び能発0726第3号。以下「改正要領」という。）が各都道府県労働局長あて通達されたところであるが、その運営に当たっては、下記に留意の上、遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主への支給
東日本大震災による被災地の復旧・復興のため、中小企業事業主が以前雇用していた労働者を再雇用し、以前とは異なる職種や職場環境で就業させる場合又は被災離職者等を新たに雇い入れた場合において、当該対象労働者にOff-JT及びOJTによる職業訓練を実施した場合に、業種を問わず奨励金を支給することとしたこと。
- 2 職業訓練計画について
 - (1) 「支給対象訓練は、労働者の所定労働時間内に実施される訓練が、原則として総訓練時間数の3分の2以上」であることとを要件として求めていたところであるが、休日等を実施される訓練も受けやすくすることにより、支給対象訓練の高度化・制度活用を促進するため、当該要件を廃止することとしたこと。
なお、事業主は、所定労働時間外の訓練について、必要に応じて休日の振替や手当等の支給による対応を行うこととなること。
 - (2) 職業訓練計画の実施期間を原則1年としているところであるが、休日等を実施される訓練を受講すること等により支給対象訓練を行う期間の短縮が図られることから、支給対象訓練に必要な時間数が確保される場合、職業訓練計画の実施期間を6ヵ月以上とすることができることとしたこと。

- (3) 職業訓練計画は、遅くとも平成 23 年度末までに開始することを要件として求めていたところであるが、当該要件を平成 23 年度末までに受給資格認定申請書を提出し、当該提出日から 6 ヶ月以内に訓練を開始することを求めることに変更したこと。

2 経過措置について

- (1) 改正要領の施行日以後に提出される職業訓練計画は、改正要領の内容を踏まえたものとする。
- (2) 既に認定を受けた職業訓練計画のうち、改正要領の施行日以後に実施される訓練コースの日程・内容等を変更して実施することに伴う職業訓練計画の変更は、可能とすること（平成 23 年度後期より支給申請が行われることとなる。）。
- (3) 改正要領の施行日以後に新たに提出される職業訓練計画であっても、既に終了した訓練コースを含めて提出することはできないこととする。
- (4) 既に事業主から提出された様式については、今回の改正に伴う様式の修正は要さないこと。

3 関係事業主への周知

- (1) 周知に当たっては、別添リーフレット及びパンフレットを印刷（両面）して、配布することにより行っていただきたいこと。
また、周知に当たっては、関係自治体や事業主団体に協力を求める等により、助成対象となりうる事業主にもれなく周知されるようできる限り工夫を行うこと。
- (2) 別添リーフレット及びパンフレットは、厚生労働省ホームページにも掲載していること。

4 報告様式の改正について

報告様式を別紙様式「成長分野等人材育成支援事業実施状況報告」に改正すること。
また、報告書の提出先に雇用開発課担当者を加えること。
なお、本様式による報告は、平成 23 年 7 月の実績から開始することとし、「当月までの累計」欄は平成 22 年 11 月からの累計を記載すること。

【担当】

(成長分野等に係る支給に関すること)
雇用政策課介護労働対策室 高野、矢形

(東日本大震災に係る支給に関すること)
雇用開発課雇用管理係 松村、永沢